

測量法 改正概要

1. 技術の進展に対応した担い手（測量士・測量士補）の確保

- 測量技術者の高齢化及び若年技術者の不足等による将来の担い手不足
- 測量・測位技術の進展に伴う新技術に対応した担い手の確保が課題

①「養成施設」の要件の見直し

修了者が測量士・測量士補の資格を取得できる「養成施設」は、近年、その数が減少。
技術の進展に対応した測量士・測量士補の育成・確保の後押しが必要。

- 「科目」・「実習機器」の設置要件について、時代遅れのものは削除し、新しいものを加える。
- 「専任教員の人数」の確保要件について、最小限の人数に緩和する。
- 具体的な要件は、時代の変化に応じた柔軟な対応が可能となるよう、省令で定めることとする。

②現行の有資格者と同等以上の知識及び技能を有する者（学位授与機構による学位授与者等）への測量士・測量士補資格の付与

学位授与機構による学位授与者は、大卒者と同等以上の学力を有するにも関わらず、大卒者ではないため、測量士・測量士補資格が認められない。

- 学位授与機構による学位授与者等、現行の測量士・測量士補となる資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者について、測量士・測量士補となる資格を付与する。

③測量士・測量士補資格の在り方の検討

測量士・測量士補の中長期的な育成・確保の観点から、測量士・測量士補となる資格の在り方の見直しが必要。

- 政府は、測量士・測量士補の中長期的な育成及び確保に留意して、**測量士・測量士補となる資格の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。**

2. 測量成果等の提供の電子化

測量業者が業務に用いる基準点データ等の国土地理院からの提供方法に、紙を前提とした手続が残存。

- 国土地理院による**測量成果等の謄抄本交付について、電磁的方法によることも可能とする。**

3. 測量業の登録に関する暴力団排除規定の整備

- 測量業の登録に関し、**暴力団排除規定を整備する。**